



特産品を 3,000 円以上購入した方の配送料がほぼ0円に！
美郷のいいもの贈っ得！事業補助金
事業者募集中



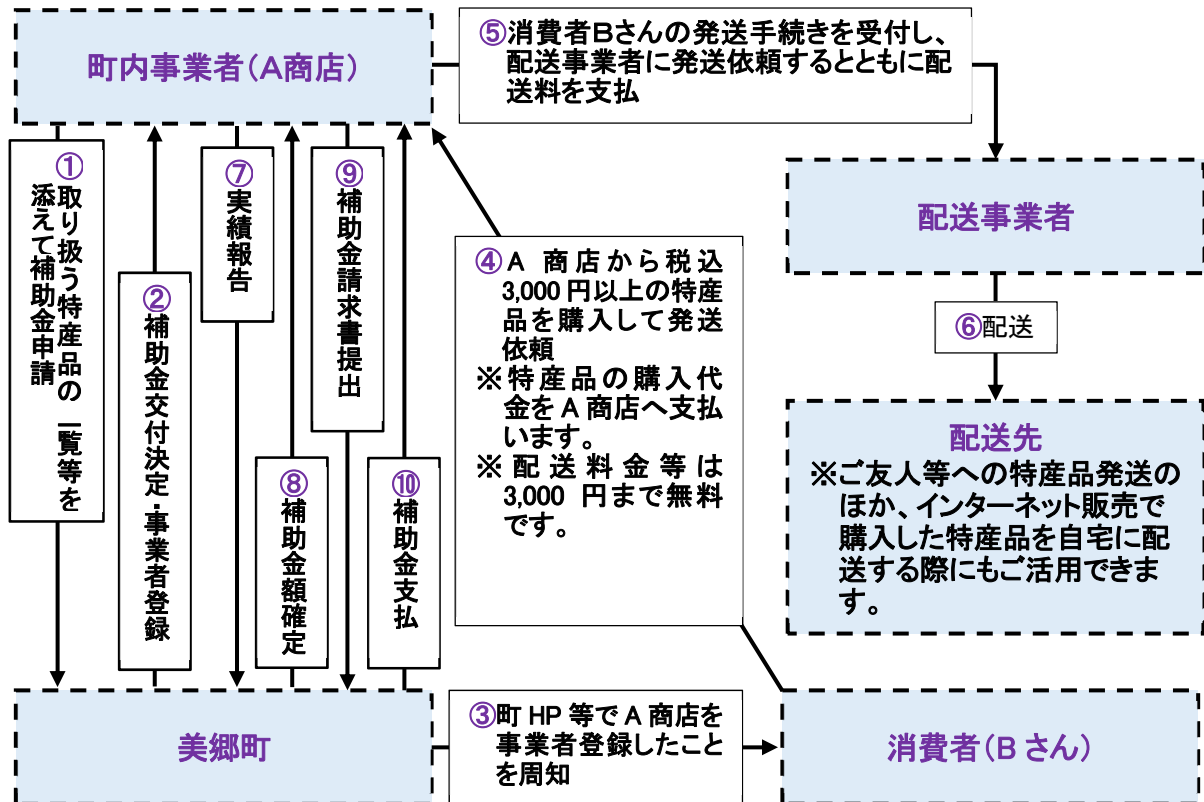
申請期限
7/15(金)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、売上が伸び悩んでいる町内の特産品の販売促進と消費拡大を図るため、町内に店舗等を構える事業者から購入した特産品の配送に係る経費を補助します。

項目	内容
補助対象事業者	町内において事業所・店舗等を有し、特産品販売を行う中小企業及び個人事業主 ※その他の要件は裏面をご確認ください。
補助対象商品 (特産品)	美郷町内で生産、加工又は製造された農林水産物、加工品又は製造品
補助対象経費	・補助対象事業者の店舗等(インターネット販売を含む)で購入された補助対象商品の発送に係る配送料金 ・発送用として使用する美郷町オリジナル段ボール(秋田県美郷町クロネコボックス)に係る経費
事業利用者	補助対象商品を1回の会計で税込 3,000 円以上購入して発送する方(消費者)
補助金額	購入1回あたり 補助対象商品を税込 3,000 円以上購入するごとに、配送料金等を上限 3,000 円まで補助(補助率 10/10)
	1事業者あたり 1事業者あたりの補助上限額は最大 120 万円 ※申請者多数の場合は、町の予算の範囲内で補助金交付決定額を配分します。詳しくは裏面をご確認ください。

補助事業のイメージ

①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨→⑩



※本来は消費者が負担する配送料等について、補助金申請者である A 商店が立て替えることで、後日、町から A 商店に対して配送料等の支払実績に応じた補助金が支払われます。

補助対象事業者

町内において事業所、店舗等を有し、次の①から⑥のすべてに該当する者

- ①美郷町中小企業振興条例(平成 27 年美郷町条例第 24 号)第2条第1号に規定する中小企業者
- ②インターネット販売を実施している者又は実施を検討している者
- ③美郷町暴力団排除条例(平成 24 年美郷町条例第2号)第2条第1号及び第2号で定める暴力団関係者でない者
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でない者
- ⑤宗教上の組織若しくは団体でない者
- ⑥町税及び使用料等の滞納がない者

申請書類等

- ①補助金交付申請書(様式第1号)
 - ②補助対象商品登録票(様式第2号)
 - ③インターネット販売実施状況等確認票(様式第3号)
 - ④通帳の写し(カタカナの口座名義人氏名・口座番号等が記載されたページ) など
- ※申請書等の各様式は、町商工観光交流課及び美郷町商工会に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

申請方法

上記申請書類を揃えて、下記申請先までご提出ください。なお、メールでも提出可能ですが、町のメール添付容量上限の5MBを超える場合は、ファイルを分割等して送信してください。

申請期限

令和4年7月15日(金)

補助金額

- ①1事業者あたりの補助上限額は 100 万円です。
 - ②美郷町インターネット販売販路開拓支援事業補助金を同時に申請する場合、1事業者あたりの補助上限額は 120 万円です。
- ※**上記申請期限までに多数の申請があった場合は、町の予算の範囲内で配分しますので、補助金交付申請額と補助金交付決定額は異なることがあります。**
- ※事業利用期間の中間日等において、補助事業実績額が補助金交付決定額の 50%に満たない場合は、変更交付申請書の提出が必要になります。

事業利用期間

交付決定日(令和4年7月中旬頃)から令和4年12月31日(土)まで

※上記期間に関わらず、町から配分された交付決定額の利用があった場合は、事業利用期間は終了となります。事業利用期間終了後は、店頭や自社ホームページ等に事業が終了したことを掲示するなど、速やかに消費者へ周知してください。

その他詳細については、下記までご相談ください。

申請先・問い合わせ先

〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙 170-10
美郷町役場 商工観光交流課 交流・商工班

TEL:0187-84-4909 FAX:0187-85-2107 E-mail:kanko@town.akita-misato.lg.jp

